



目 次	
規 則	ページ
◎高知県児童相談所規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (〃)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
公 告	
○土地改良区の解散の命令 (農業基盤課)	2
入札公告	
○一般競争入札 (平成29年度高知県防炎行政無線システム保守委託業務) の公告 (危機管理・防災課)	2

規 則

高知県児童相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年2月17日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号
高知県児童相談所規則の一部を改正する規則
高知県児童相談所規則 (昭和27年高知県規則第13号) の一部を次のように改正する。
第2条中「 (昭和22年法律第164号) 」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
第2条 県内の児童相談所における児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第13条第2項の規定により知事が定める児童福祉司の数並びに同条第6項の規定により知事が定める同条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、次の表に定めるとおりとする。

児童相談所	児童福祉司の数	指導及び教育を行う児童福祉司の数
-------	---------	------------------

高知県中央児童相談所	16人以上	3人以上
高知県幡多児童相談所	3人以上	1人以上

別記様式中「 (第2条関係) 」を「 (第3条関係) 」に、「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第85号
救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成29年2月17日

	高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称	所 在 地
高知県・高知市 高知市池2125番地1	平29・2・平32・2・26
病院企業団立高知医療センター	25

高知県告示第86号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成29年2月17日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年3月農林水産省告示第499号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに宿毛市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第87号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成29年2月17日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年3月農林水産省告示第506号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第88号
平成28年12月高知県告示第681号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成29年2月17日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
高知市神田2151番地5
イ 氏名
小笠原 岩男
(2)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村島137番地
イ 氏名
小笠原 岩男
(3)ア 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町鹿敷478番地1
イ 氏名
川村 安清
(4)ア 登記簿記載の住所
高知市大津乙878番地1
イ 氏名
坂本 造
(5)ア 登記簿記載の住所
高知市福井町672番地1
イ 氏名

- (6)ア 久保田 隆彦
登記簿記載の住所
室戸市室津1015番地
イ 氏名
和田 愛次郎
- (7)ア 登記簿記載の住所
室戸市元甲212番地19
イ 氏名
武政 富喜
- (8)ア 登記簿記載の住所
高知市種崎731番地1
イ 氏名
町田 英士
- (9)ア 登記簿記載の住所
高知市新本町一丁目4番24号
イ 氏名
植松 忠光
- (10)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1509番地
イ 氏名
久保 重吉
- (11)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1664番地
イ 氏名
山田 敏夫
- (12)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津1674番地
イ 氏名
岡崎 左門
- (13)ア 登記簿記載の住所
室戸市室津973番地
イ 氏名
山本 房市
- (14)ア 登記簿記載の住所
横浜市緑区青葉台一丁目5番地4
イ 氏名
前田 東洋彦

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年5月農林水産省告示第791号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第89号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

吾川郡仁淀川町大崎(1)-2

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡仁淀川町藤ノ野字ダバノ上	663-2
2	〃 〃 〃 〃	669-3
3	〃 〃 大崎字トキド	75-3
4	〃 〃 〃 字笠松	15-1
5	〃 〃 〃 〃	585-1
6	〃 〃 〃 〃	〃
7	〃 〃 〃 字椎木畝	606-2
8	〃 〃 〃 〃	606-3
9	〃 〃 〃 字笠松	585-2
10	〃 〃 〃 〃	37-1
11	〃 〃 〃 〃	33-1
12	〃 〃 〃 字トキド	84-2

(2) 区域

標柱1から12までを順次に直線で結んだ線及び標柱12と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第135条第1項の規定に基づき、大野見土地改良区に対して、平成29年2月7日に解散を命

じた。

平成29年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量
平成29年度高知県防災行政無線システム保守業務委託 一式
- (2) 特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 特定役務の履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体において、防災行政無線システムの保守業務及び修繕業務のそれぞれにおける受注及び業務遂行の実績を有する者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサ

<p>一ビスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部危機管理・防災課 電話番号088-823-9320</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成29年2月17日（金）から同年3月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成29年3月30日（木）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年3月28日（火）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町五丁目2番17号 高知本町ビル3階 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した国又は地方公共団体での防災行政無線システムの保守業務及び修繕業務のそれぞれにおける受注及び業務遂行の実績を証明する書類を平成29年3月22日（水）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、</p>	<p>入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成29年2月24日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 調達手続の停止等 平成29年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合（修正されて議決された場合を含む。）は、本件調達手続の停止等を行うことがある。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Maintenance of the Kochi Prefecture emergency wireless radio system for fiscal 2017 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 22 March 2017</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 30 March 2017</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuesday 28 March 2017</p>	<p>(5) Department in charge: Disaster Management and Prevention Division, Department of Disaster Management, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9320</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
---	---	--